

## 公認スキーバッジテスト規程

(定 義)

第1条 公認スキーバッジテストは、技術レベルを知ることによって進歩の喜びを実感し、技術を高めることを目的とする技能テストである。

(バッジテストの種類)

第2条 公認スキーバッジテストは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) プライズテスト

(2) 級別テスト

(3) ジュニアテスト

(4) 夏期実施の公認スキーバッジテストについては、別に定める。

(指導活動の禁止)

第3条

公認スキーバッジテストは技能テストであるため、指導者資格と異なり、取得者はスキーの指導活動を行うことができない。

(テストの成立)

第4条

公認スキーバッジテストの成立は、各テストで定められた種目を全て実施した場合認める。テストが成立しなかった場合は、中止又は延期する。

## I プライズテスト

(趣 旨)

第5条 クラウンプライズテスト及びテクニカルプライズテスト（以下「プライズテスト」という。）について、必要な事項を定める。

(実 施)

第6条 プライズテストは、加盟団体の主管で行う。

2 加盟団团长が特に認めた場合、所属団体又は本連盟公認スキー学校に委託することができる。

3 加盟団体が単独で行うことができない場合は、他の加盟団体と共同主管で行うことができる。

(公 示)

第7条 プライズテストの実施要項は、主管加盟団体が公示する。

(検 定 員)

第8条 プライズテストは、主管加盟団团长から委嘱された検定資格を有する検定員3名以上で行う。

2 主任検定員は、A級検定員でなければならない。

(会 期)

第9条 プライズテストの会期は、実技種目テストのみ1日を原則とし、天候の状況、受検者数の多少等特別の事情により変更することがある。

2 受検会場及び同一年度内の受検回数については制限しない。

(テスト基準及び実施要領)

第10条 プライズテストは実技のみとし、テスト基準及び実施要領は、別に定める。

(受検資格)

第11条 プライズテスト受検者は、次に掲げる各号に該当しなければならない。

- (1) プライズテストは年齢制限を設けない。
- (2) 受検する年度の本連盟会員登録を完了していること(暫定会員含む)。
- (3) テクニカルプライズテストを受検する者は、級別テスト1級を取得していること。
- (4) クラウンプライズテストを受検する者は、テクニカルプライズを取得していること。
- (5) 各プライズの事前講習2単位・4時間をテスト受検までに修了し、事前講習修了証により証明されること。
- (6) 事前講習修了証の有効期間は、受講年度のみとする。

(受検手続)

第12条 プライズテスト受検者は、主管加盟団体の示す要項により、受検申込書に検定料を添え、所定の期日までに提出しなければならない。

2 受検願書提出後は、テストを中止した場合を除き、検定料は返還しないこととする。

(合格者の手続)

第13条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ有効とならない。

(結果の報告)

第14条 主管加盟団体長は、実施したテスト結果を集計し、所定の報告書に記入の上、5月末日までに本連盟に報告しなければならない。

## II 級別テスト

(趣 旨)

第15条 級別テストについて、必要な事項を定める。

(実 施)

第16条 級別テストは、加盟団体の主管で行う。

- 2 開催を希望する公認スキー学校、所属団体及び加盟団体長の認める団体は、12月15日までに加盟団体長の承認を得るものとする。
- 3 3級、4級及び5級は、加盟団体長又は地区連盟のある地域は、地区連盟長の承認を得て随時開催できるものとする。

(公 示)

第17条 級別テストの実施要項は、主管加盟団体が公示する。

(検 定 員)

第18条 級別テストは、主管加盟団体長から委嘱された検定資格を有する検定員3名以上で行う。

2 主任検定員は、A級検定員かB級検定員でなければならない。

(テスト基準及び実施要領)

第19条 級別テストは、スキーの実技について行い、1級から5級までの5段階に分け、そのテスト基準及び実施要領は別に定める。

(受検資格)

第20条 級別テスト受検者は、次の各号に掲げる事項に該当しなければならない。

- (1) 級別テストは年齢制限を設けない。受検者は、希望する級を受検することができる。

ただし、1級受検者は2級取得者でなければならない。

(2) 1級受検者は、事前講習1単位・2時間をテスト受検までに修了し、事前講習修了証により証明されること。

(3) 事前講習修了証の有効期間は、受講年度のみとする。

(受検手続)

第21条 級別テスト受検者は、受検申込書に、氏名、年齢、住所、既得級及び受検希望級等を記入の上、検定料を添えて、開催団体に提出するものとする。

(合格者の手続)

第22条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ公認として有効とならない。

2 バッジテスト1級合格者で、本連盟に未登録の者は、当該年度の暫定登録をしなければならないものとする。

(結果の報告)

第23条 級別テストを実施した開催団体長は、テスト終了後、直ちに実施したテスト結果を所定の報告書に記入の上、加盟団体長に報告しなければならない。

2 主管加盟団体長は、実施したテスト結果を集計し、所定の報告書に記入の上、5月末日までに本連盟に報告しなければならない。

### III ジュニアテスト

(趣 旨)

第24条 ジュニアテストについて、必要な事項を定める。

(実 施)

第25条 ジュニアテストは、加盟団体の主管で行う。

2 開催を希望する公認スキー学校、所属団体及び加盟団体長の認める団体は、加盟団体長の承認を得るものとする。

(公 示)

第26条 ジュニアテストの実施要項は、主管加盟団体が公示する。

(検 定 員)

第27条 ジュニアテストは、主管加盟団体長から委嘱された検定資格を有する検定員1名以上で行うことを原則とする。

(テスト基準及び実施要領)

第28条 ジュニアテストは、スキーの実技について行い、1級から6級までの6段階に分け、そのテスト基準及び実施要領について必要な事項は、実施する加盟団体において別に定める。

(受検資格)

第29条 ジュニアテスト受検者は、12歳以下（小学生以下）とする。

(受検手続)

第30条 ジュニアテスト受検者は、受検申込書に、氏名、年齢、住所、既得級及び受検希望級等を記入の上、検定料を添えて、開催団体へ提出するものとする。

(合格者の手続)

第31条 合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を納入して、合格証及びバッジの交付を受けなければ有効とならない。

(結果の報告)

第32条 ジュニアテストを実施した開催団体長は、テスト終了後、直ちに実施したテスト結果を所定の報告書に記入の上、加盟団体長に報告しなければならない。

2 主管加盟団体長は、実施したテスト結果を集計し、所定の報告書に記入の上、5月末日までに本連盟に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第33条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和58年8月	改訂
昭和59年5月	改訂
昭和61年5月	改訂
昭和62年9月	改訂
平成元年6月	改訂
平成2年11月	改訂
平成4年10月	改正
平成5年6月26日	改正
平成7年10月13日	改正
平成9年12月10日	改正
平成11年10月18日	改正
平成12年9月20日	改正
平成12年10月26日	改正
平成15年7月12日	改正
平成18年11月1日	改正
平成19年7月5日	改正
平成21年9月18日	改正
平成22年8月31日	改正
平成23年9月20日	改正
平成23年12月16日	改正
平成25年7月9日	改正
平成26年7月15日	改正
平成29年7月15日	改正
平成29年8月22日	改正
平成30年7月2日	改正